

3. 注記表

注記表（平成21年度）

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1) 満期保有目的の債券： 償却原価法（定額法）
- 2) 子会社株式等： 移動平均法による原価法
- 3) その他有価証券
時価のあるもの： 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ・肥料、農薬、飼料については、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・その他の購買品については、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

在庫品

- ・原材料、仕掛品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

- ・個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法
- c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法

建物以外

- a) 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

また、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法と規定に基づき、全額費用処理を行っています。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年または10年）に基づく定額法により償却を行っています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第 57 条の 10 により算定した金額に基づき計上しています。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。

（会計方針の変更）

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 3）（企業会計基準第 19 号 平成 20 年 7 月 31 日）が平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用しています。

なお、従来割引率と同一の割引率を使用することとなったため、損益に与える影響はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（5）収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

（6）リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

（7）消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

（8）記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。また、当年度中に取引はあるものの期末に残高がない科目又は項目は、「-」で表示しています。

（9）表示方法の変更

「農業協同組合法施行規則」（平成 17 年農林水産省令第 27 号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 22 年 3 月 17 日付農林水産省令第 18 号）により改正され、平成 22 年 3 月 17 日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、「有形固定資産」、「無形固定資産」を改正後の内訳表示にしています。

2 貸借対照表に関する注記

（1）固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 425,485 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	305,628 千円
機械装置	119,837 千円

（2）リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び A T M、自動車、器具・備品等（平成 20 年 3 月 31 日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

（3）オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J A に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約 3 0 0 万円を超えるもの）の解約金は 46,903 千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産	現金	100千円	定期預金	60,350千円
担保に係る債務	町水道事業公金取扱	1,890千円		
	市町収納代理公金	3,707千円		
	町指定金融機関取扱	652,951千円		

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。

(5) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	153,869千円
子会社等に対する金銭債務の総額	173,700千円

(6) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額	134,707千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	—千円

(7) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は50,570千円、延滞債権額は1,187,104千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は50,077千円です。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は434,572千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,702,325千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 2,046,880千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

3 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	239,748千円
うち事業取引高	63,299千円
うち事業取引以外の取引高	178,449千円
② 子会社等との取引による費用総額	69,573千円
うち事業取引高	15,214千円
うち事業取引以外の取引高	54,359千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 減損損失を認識した資産グループの用途、種類、場所などの概要
当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
村田町沼辺	遊休資産	土地	給油所跡地
角田市佐倉	遊休資産	土地	—
丸森町筆甫	遊休資産	土地及び建物他	築荷所跡地
蔵王町円田	遊休資産	土地	給油所跡地
川崎町裏丁	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町宮	遊休資産	建物及び機械装置他	給油所跡地
白石市大平	遊休資産	土地及び建物他	給油所跡地
村田町菅生	遊休資産	土地及び建物他	給油所跡地

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区本部ごと。また、業務外固定資産（遊休資産と貸付固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュフローを産み出さないため、共用資産と認識しています。

② 減損損失の認識に至った経緯

蔵王町宮、白石市大平、村田町菅生の遊休資産については、現施設での給油所停止が決定していること、丸森町筆甫の資産については、遊休の状態が継続していること、さらに村田町沼辺、角田市佐倉、蔵王町円田、川崎町裏丁の資産については、過年度に減損損失を計上している遊休資産であり、減損の兆候に該当しています。

これらは早期処分対象であることから処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

村田町沼辺 715千円（土地 715千円）
 角田市佐倉 1,359千円（土地 1,359千円）
 丸森町筆甫 428千円（土地 392千円、建物 17千円、構築物 18千円）
 蔵王町円田 198千円（土地 198千円）
 川崎町裏丁 3,091千円（土地 3,091千円）
 蔵王町宮 2,982千円
 （建物 2,282千円、構築物 41千円、機械装置 515千円、器具備品 143千円）
 白石市大平 11,013千円
 （土地 3,794千円、建物 5,851千円、構築物 392千円、機械装置 892千円、器具備品 83千円）
 村田町菅生 79,713千円
 （土地 9,515千円、建物 70,074千円、機械装置 97千円、器具備品 26千円）

④ 回収可能価額の時価の算出方法

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されており、

(3) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価 6,425千円

4 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	53,574,844	53,464,445	△110,399
有価証券			
満期保有目的の債券	8,598,224	8,781,278	183,053
その他の有価証券	1,384,909	1,364,909	—
貸出金	35,141,117△		
貸倒引当金(*1)	504,685		
貸倒引当金控除後	34,636,431	35,479,164	842,732
経済事業未収金	1,681,354		
貸倒引当金(*2)	△ 67,792		
貸倒引当金控除後	1,613,562	1,613,562	—
資産計	99,787,970	100,703,358	915,386
貯金	104,120,471	103,956,435	△164,035
負債計	104,120,471	103,956,435	△164,035

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としています。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は58,344千円増加、「繰延税金資産」は18,028千円減少、「その他有価証券評価差額金」は40,315千円増加しています。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対するものについては、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	5,671,829
外部出資等損失引当金	△79,397
合計	5,592,432

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,574,844	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	1,600,000	1,200,000	1,200,000	1,499,000	899,000	2,198,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	12,898	-	1,042	-	1,350,969
貸出金(*1,2)	4,977,770	2,920,825	2,436,962	2,647,206	2,015,185	19,963,241
経済事業未収金(*3)	1,621,623	-	-	-	-	-
合計	61,774,237	4,133,723	3,636,962	4,147,248	2,914,185	23,512,210

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 2,036,162 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 179,924 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権 59,731 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1,2)	43,336,005	40,678,367	1,734,389	12,231,144	30,165	3,021,001
合計	43,336,005	40,678,367	1,734,389	12,231,144	30,165	3,021,001

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(*2) 貯金のうち、定期積金 3,089,399 千円については含めていません。

5 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	199,978	209,270	9,292
	地方債	—	—	—
	政府保証債	2,196,275	2,275,226	78,951
	社債	5,900,000	5,995,909	95,909
	その他	—	—	—
	小計	8,296,253	8,480,405	184,152
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	301,971	300,873	△ 1,098
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	301,971	300,873	△ 1,098
合計		8,598,224	8,781,278	183,054

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	1,016,024	1,066,572	50,548
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,016,024	1,066,572	50,548
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	301,370	298,338	△3,032
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	301,370	298,338	△3,032
合計		1,317,394	1,364,909	47,516

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金負債 14,682 千円を差し引いた額 32,833 千円が、「**その他有価証券評価差額金**」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです

	売却額	売却益	売却損
債券	2,668,730 千円	24,373 千円	一千円
合計	2,668,730 千円	24,373 千円	一千円

6 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△3,046,262 千円
特定退職共済制度	<u>1,847,819 千円</u>
未積立退職給付債務	△1,198,443 千円
未認識過去勤務債務	— 千円
未認識数理計算上の差異	231,185 千円
会計基準変更時差異の未処理額	<u>— 千円</u>
貸借対照表計上額純額	△ 967,258 千円
退職給付引当金	△ 967,258 千円

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用	118,599 千円
利息費用	41,922 千円
期待運用収益	△21,299 千円
数理計算上の差異の費用処理額	24,838 千円
過去勤務債務の費用処理額	— 千円
会計基準変更時差異の費用処理額	— 千円
臨時に支払った割増退職金	<u>— 千円</u>
退職給付費用	164,060 千円

4. 退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.3%
期待運用収益率	1.1%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
会計基準変更時差異の処理年数	— 年
過去勤務債務の処理年数	— 年
数理計算上の差異の処理年数	10 年

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 34,271 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 22 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、556,889 千円となっています。

7 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	132,552 千円
賞与引当金超過額	18,500 千円
役員退職慰勞引当金超過額	11,908 千円
退職給付引当金超過額	295,171 千円
未収利息	18,213 千円
繰延資産	52 千円
前払費用	10,132 千円
減価償却否認額	51,599 千円
特定損失引当金	24,534 千円
繰越欠損金	300,170 千円
その他	19,153 千円
繰延税金資産小計	881,884 千円
評価性引当額	△ 853,166 千円
繰延税金資産合計 (A)	28,818 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	14,682 千円
繰延税金負債合計 (B)	14,682 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	14,135 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	30.90%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	20.33%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.88%
住民税均等割等	10.82%
税務上の繰越欠損金	△45.47%
その他評価性引当額の増減等	△3.59%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.11%